

御自分を被遣候は、兩方の申分を聞届被申爲に候よし被申候へば、安房守左様に候へば、唯今被仰聞候事、不入儀と存候よし被申候。流石の伊豆守殿も返答無之由。

一、大番頭、松平伊豆守の辯を止む

大番頭の内誰とやらん。唯今御右筆衆など居被申所、其時分老中の御會所にて候。其間に諸事被仰渡候。右の人何やらん伺に出申時、伊豆守殿辯にて、人の詞を聞被申候ては、やあ〜と呼返し被申候。其時も左様に有之候處、右の人、御用の事を暫指止候て被申候は、此間諸役人共、伊豆守殿の胸ひやし聲と沙汰仕候。向後はやあ〜を御止被成可然存候よし被申候へば、伊豆守殿、此間敷内におどけを被申候とて笑被申候。其より止申候よし。此時分は御老中も諸役人も、手そろひ仕たる儀にて候よし。

一、安藤帶刀、御法度の鷹場にて鷹遣ふ事

大猷院様御時の事にて候。紀伊國の安藤帶刀、鷹數寄にて候。江戸にて御法度の鷹場へ、安藤が鷹匠參候て、鷹をつかひ申候。鳥見より申出候て、安藤に致吟味候様にと老中被申渡候處、安藤申候は吟味不罷成由にて、構不申候ゆゑ、

老中も御大法の儀に候故、其分に不罷成、ひた物被申渡候得共構不申候に付、安藤が別て咄申人を呼被申候て被申含。其人態々老中の使に成候て、帶刀かたへ罷越、此儀は御法の儀と申、上聞にも早相達申儀に候間、被致詮議候て可然旨被申達候。其時帶刀申候は、此者詮議にも不及相知罷在候。不調法のやつに候へども、此者を出し候ては、我等一分立不申候。我等鷹數寄は無隠候。帶刀が自分に申付候て爲致ながら、難儀におよび候て、鷹匠を出し申など、沙汰有之候て、此帶刀は立不申候。御法にて其分にて難被成儀に候はゞ、手前切腹仕候て埒明可申候。餘人は不存、此帶

刀事は、權現様御目利を以紀州へ御付被遊候。か様の所にて腰がぬけ候ては、御目がね違ふといふものにて候とて、構不申候故其分に罷成候。紀州様御暇にて御發駕の時分、帶刀事例年の通、御目見御恩賜有之、其上にて御鷹を被下候て、品川より慰に鷹をつかひ候て罷越候得と、上意に御座候。前の事を御聞被遊御感賞と、其時分沙汰仕候。君も君、臣も臣と可申や。面白存候故申進候。

一、河村隨軒の一言に新井白石奮勵の事

小寺武兵衛殿、病氣次第に宜方の由、玄隆藥相應と存候。

此度武兵衛殿へも以書中申入候。思慮は脾胃を傷申儀儘に存候。もとより内經にも出申儀に候へば、此節經學念書は惡敷可有之候。折節少宛御講習候とも、強ては不被成候様に可被仰候。私痛脱肛も畢竟は一朝一夕の儀にも無之候。

幼少より經書尋思仕事を好候て、多年脾胃を敗候故指出候かと存候。去共私儀は、少し修養方の儀自得仕儀共有之候て、是にて補候故、幸にて唯今迄、病身にも不罷成候。古人の様に、善師友なども無之、書籍ばかりにて嘯り開き可申と存候者は、どうしても思慮を抜群に用候故、其損有之と存候。是は不及是非儀に候へば、死而後已の意得に候へ共、急迫に仕所有之、別て病を招申かと存候。急迫に仕候は、病のみならず、義理にも害有之儀に候。小寺氏は勿論各様はじめ、從容優遊の御心得簡要に存候。是も人によりか様には申まじく候。石黒殿など生質は急迫なる様にと申度存候。先日新井氏物語にて候。河村隨軒と若き時分語被申候よし。隨軒或時申候は、唯今迄死申事に幾度逢申候哉。天子將軍の身にも、一生には死申事二三度も有之物と承

候。まして常の人の上には、死を覺悟仕事一生の内有之物

に候。其元の事、別て左様の方に器用なる生質と見請候故、尋申由に候故、新井氏替りたる事を尋申候。尋によつて存候へば、唯今まで人と申ぶなどいたし、死を覺悟候事二三度も有之由申候へば、隨軒申候は、其覺悟皆惡敷存候。其仔細は今に不死して御入候を以見候へば、不死候ても不苦儀と存候。不死してくるしからぬ儀にさへ、唯今まで三度死を覺悟の事に候間、向後學問にて御死あるべきと覺悟被成候へ。是を可申爲に相尋候由申候。此隨軒一言にて事の外奮勵いたし、學問是程にも形を付申候由被申候。隨軒もたゞものにては無之と存候。兎角大事を成就候は、二つ一つに覺悟候はねば不成儀と存候。去共是は畢竟の覺悟にて候。或は父母・兄長も有之ものに候へば、一槩に心得候ては又道理に違申候。其段は各様御覺悟の前の事、不及申上候。

一、大石内藏助三男安藝侯に被召出

大石内藏助三男太三郎、京極甲斐守殿家老石東源五郎方に母と一所に罷在候處、廣島へ御引取被成候。京極家よりは侍被相添、姫路迄被送候。廣島よりは御使番佐々三郎左衛